

## 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会 の会員申し込み単位について

1 「知」の集積と活用の中 産学官連携協議会規約の第4条の会員の申込単位については、原則以下のとおりとする。

### (1) 個人会員

日本国内在住で、所属する組織、機関と関係がなく活動を行おうとする個人。

### (2) 法人・団体会員（特別会員を除く）

日本国内に活動拠点を中つ法人又は団体（個人会員以外で日本国内に活動拠点を中つ組織又は団体（特別会員を除く））にあつては、組織全体での申請を基本とするが、会員として活動に支障がないと認められる場合は、事業所等の単位での申請ができる。

いずれの場合も、組織としての決裁が済んでいることを必要とする。

### (3) 特別会員

日本国内の、地方自治体、公設試験場、駐日大使館、大学又は研究機関の組織又は団体。

なお、地方自治体にあつては、公設試験場は試験場単位とし、その他については、部単位を基本とするが、県、市町村単位での申請もできる。

大学にあつては、学部以上を基本とする。

いずれの場合も、組織としての決裁が済んでいることを必要とする。

### (4) 海外会員

海外の法人、組織又は団体にあつては、(2)(3)記載の国内の加入単位を踏襲する。

ただし、大学・国立研究所等の研究機関にあつては、研究室単位での申請を許容する。この場合、代表の教授又は研究者を登録するものとする。

いずれの場合も、組織としての決裁が済んでいることを必要とする。

2 ここに記載のないもの等について、判断に迷うものは事務局と個別に相談することとする。